

畳表の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表
○畳表の日本農林規格（平成 19 年 8 月 2 日農林水産省告示第 1017 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
日本農林規格JAS1017：2024（削る。） 畳表TATAMI facing 1（略） 2引用規格 次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、<u>その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している</u>。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。 （略） 3用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1畳表 いぐさを緯とし、糸を経として製織したもの（上敷及びござの類を除く。）。 3.2着色剤 染料及び顔料 3.3着色表 着色剤による着色（色を定着させるための樹脂加工を含む。）をしたいぐさを製織した畳表及び畳表であって着色剤による着色をした<u>もの</u> 3.4青表 七島いを緯として製織した畳表 3.5長物 連続的に製織した畳表であって、表 1 の長さ以内に相当するものとして切り加工を施していない<u>もの</u> 3.6一枚物 連続的に製織した畳表であって、長物を表 1 の長さ以内に相当するものとして切り加工を施した<u>もの</u>	日本農林規格JAS1017：2018制定 2007 畳表TATAMI facing 1（略） 2引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の<u>規定の一部を構成する</u>。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。 （略） 3用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1畳表 いぐさを緯とし、糸を経として製織したもの（上敷及びござの類を除く。）。 3.2着色剤 染料及び顔料。 3.3着色表 着色剤 (3.2) による着色（色を定着させるための樹脂加工を含む。）をしたいぐさを製織した畳表 (3.1) 及び畳表であって着色剤による着色をした<u>もの</u>。 3.4青表 七島いを緯として製織した畳表 (3.1)。 3.5長物 連続的に製織した畳表 (3.1) であって、表 1 の長さ以内に相当するものとして切り加工を施していない<u>もの</u>。 3.6一枚物 連続的に製織した畳表 (3.1) であって、長物 (3.5) を表 1 の長さ以内に相当するものとして切り加工を施した<u>もの</u>。

<u>の</u> 3.7 目せき織り 一本糸で幅狭く織る<u>こと</u> 3.8 通織り いぐさが織り幅を十分引き通るように製織する<u>こと</u> 3.9 小目 両側の目せき織りをした<u>部分</u> 3.10 耳毛 製織されたいぐさの根元及び先端のうち、小目から出ている<u>部分</u> 3.11 耳糸 小目がほぐれないように耳毛の基部に施したたて糸（遊び糸）<u>。</u> 3.12 つき出し 耳毛のうち、いぐさの根元<u>部分</u> 3.13 うら毛 耳毛のうち、いぐさの先端<u>部分</u> 3.14 幅 側から側までの長さ（小目の部分を含み、耳毛の部分を除く。）<u>。</u> 3.15 長さ 端から端までの<u>長さ</u> 3.16 短辺 左右の耳毛（うら毛に限る。）の端から端までの<u>長さ</u> 3.17 麻糸 麻のみを原料とした<u>糸</u> 3.18 綿糸 綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率が 50 %未満の<u>もの</u> 3.19 純綿糸 綿のみを原料とした綿糸	3.7 目せき織り 一本糸で幅狭く織る<u>こと。</u> 3.8 通織り いぐさが織り幅を十分引き通るように製織する<u>こと。</u> 3.9 小目 両側の目せき織り <u>(3.7)</u> をした<u>部分。</u> 3.10 耳毛 製織されたいぐさの根元及び先端のうち、小目 <u>(3.9)</u> から出ている<u>部分。</u> 3.11 耳糸 小目 <u>(3.9)</u> がほぐれないように耳毛 <u>(3.10)</u> の基部に施したたて糸（遊び糸）。<u>。</u> 3.12 つき出し 耳毛 <u>(3.10)</u> のうち、いぐさの根元<u>部分。</u> 3.13 うら毛 耳毛 <u>(3.10)</u> のうち、いぐさの先端<u>部分。</u> 3.14 幅 側から側までの長さ（小目 <u>(3.9)</u> の部分を含み、耳毛 <u>(3.10)</u> の部分を除く。）<u>。</u> 3.15 長さ 端から端までの<u>長さ。</u> 3.16 短辺 左右の耳毛 <u>(3.10)</u>（うら毛 <u>(3.13)</u>に限る。）の端から端までの<u>長さ。</u> 3.17 麻糸 麻のみを原料とした<u>糸。</u> 3.18 綿糸 綿を原料とした糸のうち、綿以外の繊維の混紡率が 50 %未満の<u>もの。</u> 3.19 純綿糸 綿のみを原料とした綿糸 <u>(3.18)。</u>
--	--

3.20 混紡綿糸 綿及び綿以外の繊維を混紡した綿糸 3.21 染土 いぐさの乾燥の促進及び変色の防止に効果がある土 3.22 泥染め いぐさを染土の懸濁液に浸漬する作業 3.23 原料いぐさ 刈取り後泥染めを行った上で乾燥させた畳表の原料となるいぐさ 4 (略) 5 等級 畳表の等級は、<u>箇条 6</u> によって、特等、1 等及び 2 等とする。 6 品質 畳表の品質は、<u>表 2</u> の等級ごとの品質基準に適合しなければならない。 表 2 (略) 7 (略) 8 表示 8.1 一括表示事項 <u>一括表示事項については、次の事項を一括して表示しなければならない。</u> a)～g) (略) 8.2 表示の方法 <u>表示の方法については、次による。</u> a) 種類 表 1 の幅の<u>項の</u>区分に応じ、同表の種類の欄に掲げる種類名を記載しなければならない。 b)～f) (略) 8.3 表示の様式 表示の様式は、<u>図 1</u> によって、畳表ごとに端止めから 6 cm 以内の箇所に表示し、文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色としなければならない。また、用いる文字は、JIS Z 8305 に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字を用いなければならない。ただし、<u>表示事項を</u><u>図 1</u> による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。	3.20 混紡綿糸 綿及び綿以外の繊維を混紡した綿糸 <u>(3.18)</u>。 3.21 染土 いぐさの乾燥の促進及び変色の防止に効果がある土。 3.22 泥染め いぐさを染土 <u>(3.21)</u> の懸濁液に浸漬する<u>作業</u>。 3.23 原料いぐさ 刈取り後泥染め <u>(3.22)</u> を行った上で乾燥させた畳表 <u>(3.1)</u> の原料となる<u>いぐさ</u>。 4 (略) 5 等級 畳表の等級は<u>箇条 6</u> によって、特等、1 等及び 2 等とする。 6 品質 <u>次の表 2</u> の等級ごとの品質基準に適合しなければならない。 表 2 (略) 7 (略) 8 表示 8.1 一括表示事項 <u>次に掲げる事項を一括して表示しなければならない。</u> a)～g) (略) 8.2 表示の方法 <u>8.1 の a) から f) までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</u> a) 種類 表 1 の幅の<u>項に掲げる</u>区分に応じ、同表の種類の欄に掲げる種類名を記載しなければならない。 b)～f) (略) 8.3 表示の様式 <u>8.1 に掲げる事項の表示は、図 1 によって、畳表ごとに端止めから 6 cm 以内の箇所に表示し、文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色としなければならない。また、用いる文字は、JIS Z 8305 に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字を用いなければならない。ただし、当該事項を</u><u>図 1</u> による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。
---	---

種 類
等 級
た て 糸 の 種 類
原料いぐさの産地名 ^{a)}
格 付 年 月 日
製 織 地 名
製 造 者 ^{b)}

注 ^{a)} この様式中“原料いぐさの産地名”は、これに代えて“いぐさの産地名”又は“産地名（いぐさ）”と記載してよい。

注 ^{b)} 表示を行う者が販売業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中“製造者”とあるのは、それぞれ“販売者”又は“輸入者”とする。

図 1－様式

8.4 表示禁止事項

表示禁止事項については、次の事項を表示してはならない。

a)・b) (略)

9 試験方法

9.1 1 m²当たりの重量

1 m²当たりの重量は、畳表の短辺及び長さを測定して面積を算出するとともに、畳表 1 枚の重量を測定する。算出した面積及び測定した重量を基に次式によって算出した重量を単位面積 (1 m²) 当たりの重量とする。

$$W = \frac{m}{s}$$

ここで、
 W : 1 m² あたりの重量 (kg)
 m : 畳表 1 枚の重量 (kg)
 s : 畳表 1 枚の面積 (m²)

9.2 水分

水分は、電気抵抗式迅速水分計を用いて測定する。

9.3 品位

品位は、1 年ごとに日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 2 条第 3 項に規定する登録認証機関（畳表についてのものに限る。）又は同項に規定する登録外国認証機関（畳表についてのものに限る。）の全てが協議して定める特等，1 等及び 2 等の標準品との比較による。

附属書 A・附属書 B (略)

種 類
等 級
た て 糸 の 種 類
原料いぐさの産地名 ^{a)}
格 付 年 月 日
製 織 地 名
製 造 者 ^{b)}

注 ^{a)} “原料いぐさの産地名”は、これに代えて“いぐさの産地名”又は“産地名（いぐさ）”と記載することができる。

^{b)} 表示を行う者が販売業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中“製造者”とあるのは、それぞれ“販売者”又は“輸入者”とすること。

図 1－様式

8.4 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

a)・b) (略)

9 測定方法

9.1 1 m²当たりの重量

畳表の短辺及び長さを測定して面積を算出するとともに、畳表 1 枚の重量を測定する。算出した面積及び測定した重量を基に次式によって算出した重量を単位面積 (1 m²) 当たりの重量とする。

$$W = \frac{m}{s}$$

ここに、 W : 1 m² あたりの重量 (kg)
 m : 畳表 1 枚の重量 (kg)
 s : 畳表 1 枚の面積 (m²)

9.2 水分

電気抵抗式迅速水分計による測定値を水分とする。

9.3 品位

1 年ごとに日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 2 条第 3 項に規定する登録認証機関（畳表についてのものに限る。）又は同項に規定する登録外国認証機関（畳表についてのものに限る。）の全てが協議して定める特等，1 等及び 2 等の標準品との比較によるものとする。

附属書 A・附属書 B (略)